

F No. 0 · 8 ·

平成 26 年 5 月 28 日



秦野市監査委員 井 上 文 男 様

秦野市監査委員 横 山 むらさき 様

秦野市長 古 谷 義 幸



平成 24 年度財政援助団体監査の結果に対する指摘事項について
(報告)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施された財政援助団体監査
の結果に対する措置事項について、別紙のとおり報告します。

事務担当は、政策部企画課企画政策班です。

内線 2513

監査の結果	措置内容
<p>平成23年度秦野市民間保育所等運営費補助金の交付に関する規則、要綱及び基準等の諸規程（以下「根拠規程」という。）に基づく事務処理について、提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票、その他の記録により関係職員等の説明を求めて実施した結果、補助対象者、補助対象月数、補助単価の選択及びその他補助算定上の基準とすべき数値並びに補助算定方法及び手順等において、不適正又は不適切な事務処理、不明瞭な根拠規程の解釈若しくは根拠規程の不統一な運用に伴う事務処理に起因し、次のような原因に分類される補助算定上の誤り等が確認された。</p> <p>(1) 根拠規程の条項等に規定する補助算定上の基準に照らした場合、補助額が明らかに誤っていると認められもの</p> <p>(2) 根拠規程の条項等に規定する内容が不明瞭であるため、その解釈上の疑義に伴う補助基準とすべき数値の選択や補助算定方法の相違により、又は補助申請の数値の適正性を判断する根拠規程の不統一な運用により、補助額に差異が生じるもの</p>	<p>1 清算について</p> <p>(1) 清算の対象</p> <p>誤った補助金額を適正なものとするため、追加交付又は返還請求により清算することとし、地方自治法に規定されている金銭債権の消滅時効に基づき、平成20年度以降の補助金を清算の対象とした。</p> <p>(2) 清算の方法</p> <p>「秦野市民間保育所等運営費補助金誤交付に係る補助額清算要綱（平成26年4月1日施行）」に基づき、各園の年度ごとに正しい補助金額を再算定し、既交付額との差額について相殺したうえで、追加交付又は返還請求を行うこととした。</p> <p>なお、本事案における追加交付金及び返還請求金の利息については、付さないこととした。</p> <p>(3) 清算の時期</p> <p>追加交付金については、本年5月29日に支出す。</p> <p>また、返還請求金については、本年5月30日を納付期限とした。ただし、1園から、園の運営負担を理由に分割納付の申し出があり、今年度中の返還となるよう納</p>

(3) 根拠規程上、補助対象経費として規定されているもので、申請漏れとなっているもの

よって、上記(1)に該当する補助金に関しては、補助額を再算定し、確定された本来支給すべき補助額と既交付済額との差額について、該当する補助申請人たる法人又は施設に対する補助金の返還又は追加交付を要請する。

また、本補助金の目的や趣旨の正しい理解、各補助申請人の公平性の観点から上記(2)に該当する補助金に関しては、根拠規程の解釈上疑義ある事項について見解を明確化すること又は不統一な根拠規程の運用について統一的ルールを確定することにより、上記(3)に該当する補助金に関しては、政策的な判断により、それぞれ申請内容を再度検証したうえで、適切な事務処理に基づく補助金の返還又は追加交付を検討されたい。

付期限を設定した。

2 再発防止策について

- (1) 秦野市民間保育所等運営費補助金交付要綱の見直しを行い、保育士雇用費に係る算定方法を簡素化した（平成26年3月1日施行）。
- (2) 各園に対して定期的に事務説明を実施するとともに、補助金算定の手引書を作成し、算定方法の十分な理解を図る。
- (3) 事務処理におけるチェックシートを作成するなど、補助算定に関する内容確認の体制を強化した。